



平成 29 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス タ ジ オ ア タ オ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 瀬 尾 訓 弘  
(コード番号：3550 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 山 口 敬 之  
管理部長兼総務部長  
(TEL. 03-6226-2772)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 29 日開催予定の第 13 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示いたしております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンスの一層の充実等により、当社の更なる企業価値の向上を図るため、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 29 年 5 月 29 日開催予定の第 13 期定時株主総会において、必要な定款変更について、承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

当社は、1. に記載の通り、監査等委員会設置会社に移行する予定であり、これに伴い、必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 5 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 5 月 29 日 (予定)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 (現行どおり)
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 (新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第31条～第40条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができ る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって 行う。
(新設)	<u>(監査等委員会議事録)</u> 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその 結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載 又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又 は電子署名する。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程 による。
第6章 会計監査人  第41条～第42条 (条文省略)	第6章 会計監査人  第36条～第37条 (現行どおり)
第7章 計 算  第43条～第46条 (条文省略)	第7章 計 算  第38条～第41条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第13期定時株主総会終結前の監査役（監査役で あった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従 前の例による。